

汚水柵の設置はどこにしますか？

皆様方の前の道路に汚水管を埋設した後に、一軒に1個ずつの汚水柵を敷地内へ設置してまいりますので、早期に宅地内排水設備の計画を立て、汚水柵をどの位置に設置するかを決定していただきますようお願いいたします。ただし宅地内へは道路境界から1.0m以内とさせていただきます。

★ 汚水柵とは？

- 宅地内の汚水（尿尿・台所排水・洗濯排水・風呂排水等）を1箇所に集合させ排水する際の柵のことを言います。なお、設置後の汚水柵は市で管理することになります。

★ 汚水柵の設置費用は？

- 汚水柵は、市の費用で1軒につき1箇所設置します。建物の構造等により複数箇所の設置希望の場合は、2箇所目以降の費用について個人負担となります。

★ 宅地内排水設備の計画について

- 当該地の下水の排除方式は分流式です。汚水（台所、風呂、洗濯等の雑排水及び便所等のし尿）と雨水をそれぞれ別々の下水管渠で排除する方法です。
- 今回の工事が完成し、供用開始後に宅地内の汚水（台所、風呂、洗濯等の雑排水及び便所等のし尿）と雨水を別々の排水管に分けて、汚水のみを今回、市が設置する公共汚水柵に接続してください。なお、雨水については従来どおりの下水管又は側溝等に排除して下さい。
- 排水設備工事（宅地内改造）については、和歌山市が指定した工事店（和歌山市排水設備等指定工事店名簿参照）に相談されて計画される事をおすすめします。またこの指定工事店以外では、改造申請の受付はできません。なお、排水設備の工事は、供用開始の公示以後速やかに施工されることをお願いいたします。

★ 汚水柵の位置が決定したら・・・

汚水柵を設置する位置が決まりましたら、別添の汚水柵設置場所希望願いにご記入願います。後日、施工業者が回収させていただきます。ただし希望される設置位置にその他の埋設物（水道管やガス管等）や塀・庭木等の構造物があり設置するスペースが無い場合には、設置場所の変更や管止めをさせていただく場合がありますのでご了承ください。

また現在、排水予定が無い等で設置位置が確定できない場合には、現在の状態からこちら側で判断させていただき妥当と思われる位置に管止めで施工させていただく場合があります。

上記の理由により管止めを行った場合については、ます等の材料のみ支給とさせていただきます、据付作業については、受益者の方で施工することになることをご了承ください。

ご不明な点等のお問い合わせは・・・

和歌山市七番丁23番地

和歌山市企業局 下水道部 下水道企画建設課

TEL 073-435-1093